## 質問に対する回答(会津広域観光コース造成事業)

No,	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 P 1	・コースAの造成の際に、モデルコースのコンテンツの一部を	・コースAは受託業者が新たに造成するものとし
	第2 事業の内容	利用することは可能か。	ていますが、モデルコースのコンテンツの一部を
	1 造成するコースの内容及	・コースBの造成については、モデルコースのアレンジとある	利用する場合は事前に協議願います。
	び数について	が、どの程度のアレンジまで行うことが可能なのか。	・コースBの造成について、アレンジの程度は限
			定しておりません。
2	仕様書 P 1	Bコースについて、規定のモデルコースを実施時間帯等の都合	差し支えありません。
	第2 事業の内容	により一部変更や抜粋する形での商品造成は差し支えないで	
	1 造成するコースの内容及	しょうか。	
	び数について		
3	仕様書 P 2	県で指定するアドバイザーについては、契約締結後に関係者名	お見込みのとおりです。
	第2 事業の内容	をご教示いただくという認識でよいか。	
	3 コース造成のやり方につ		
	いて		
	(2) アドバイザー等との連		
	携		

4	/I 探書 D O	中于wo 内护叶。移到了GD10代图 3.4 以图《子GD/白中四	代団、コリりの物料で加く可坐とよ
4	仕様書 P 2	・実証ツアー実施時の移動手段は貸切バス以外の手段(自家用	・貸切バス以外の移動手段も可能です。
	第2 事業の内容	車移動など)も可能か。	・最少催行人数については必要に応じて協議の上
	3 コース造成のやり方につ	・参加人数の下限および上限はあるか。	決定しますが、仕様書の記載のとおり 10 名程度
	いて	・参加者からは参加費や保険料金の徴収は一切行わないという	での実施を想定しています。
	(4) 実証(ファムトリップ)	形でよいか。また、その場合に保険料金等どうしても実施前に	・参加者からの参加料等の徴収は想定していませ
		支払いが必要になるものについて、一時的に建て替え頂くなど	んが、詳細については協議の上決定となります。
		の対応は可能か。	また、事業期間中に支払いが必要となる場合に
			は、契約に基づく概算払いを行うことが可能で
			す。
5	仕様書 P 2	造成したコース商品は来年度以降も受託者側で継続して販売	商品は来年度以降も受託業者が継続して販売し
	第2 事業の内容	していくという認識でよいか。また、来年度以降の販売管理に	てください。なお、販売管理に係る費用について
	4 造成したコースの商品化	係る費用についてはどのような扱いになるのか。	は、受託業者の負担でお願いします。
	について		
6	仕様書P2	商品販売にあたり、会津地方振興局様が保有する画像データ等	当局が保有する画像データ等で、使用可能なもの
	第2 事業の内容	を活用させて頂くことは可能でしょうか。	は提供可能です。
	   4 造成したコースの商品化		
	について		
	•		

仕様書 P 2	
第2 事業の内容	
5 その他の情報発信	

- ・情報発信力の高い人物(以下、インフルエンサー)を招聘し コンテンツを体験・情報発信をするとあるが、実証ツアーとは「商品化に向けた課題等の抽出のため事前に実施 別途で体験してもらう形になるのか。また、体験の際はコース|するものです。一方で、インフルエンサーの体験 すべてのコンテンツを体験・情報発信してもらう必要があるの│は、商品完成後に実施していただきます。 か。
- ・インフルエンサーは県の方で指定はあるか。またどの程度の 規模の人がよいかなど希望はあるか。
- ・コース商品に関する新規HP作成とあるが、県で既存に管理 | しているサイト等があれば、その運営会社にてHP作成を依頼 してもよいか。また、その際に運営会社名や担当者名をご教示|観光コースの利用促進につながる方を選定して いただくことは可能か。

・実証(ファムトリップ)は、広域観光コースの

ただし、体験・情報発信してもらうコンテンツ は、観光客の誘客に効果的なものを選定していた だければ、すべてのコンテンツを体験・情報発信 していただく必要はありません。

- ・インフルエンサーは指定しませんが、造成した ください。
- ・新規HPの作成を既存HPの運営会社に依頼す ることは可能ですので、必要となる場合には運営 会社名や担当者をお伝えします。